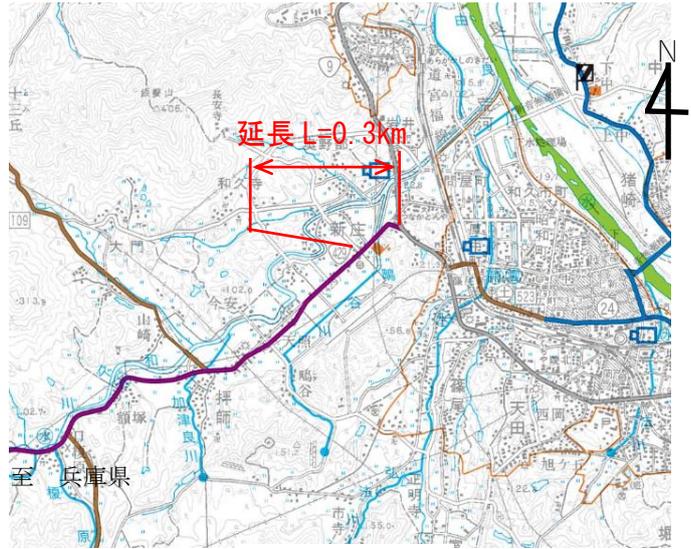


道路事業再評価調書

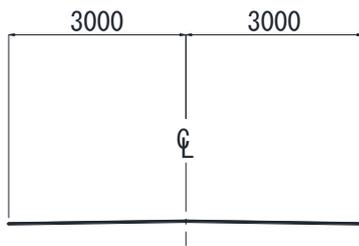
| 路線・河川等名 | | 一般国道 429 号 | 事業名 | 通学路 緊急対策事業 | 補助・単独の別 | 補助 |
|-----------------|--|--|----------|-------------------------|---------|----|
| 事業主体 | | 京都府 | 事業箇所(区間) | ふくちやまししんじょう 福知山市新庄地内 | | |
| 事業概要 | 路線・河川等概要 | 一般国道 429 号は、岡山県倉敷市を起点とし、京都府福知山市に至る幹線道路で、府県間の交流・連携と沿線地域の生活や経済活動を担う重要な路線である。 | | | | |
| | 事業目的 | 本事業箇所は、小学校の通学路であるが、線形が不良で歩道がないことから、歩道設置を行い、安全な歩行空間を確保するものである。 | | | | |
| | 上位計画等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府総合計画 中丹地域振興計画 ○ 福知山市子どもの移動経路/通学路交通安全プログラムの対策必要箇所 | | | | |
| | 整備内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現況交通量：7,281 台/日 (R3 センサス) ○ 整備延長 : L=0.3km ○ 計画幅員 : W=10.5m 2車線 歩道あり (片側 2.5m) ○ 全体事業費：約 9.8 億円 | | | | |
| 事業の進捗状況及び今後の見込み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業着手：平成 27 年 ○ 令和 6 年度末までの進捗率： 70% (金額ベース) ○ 令和 6 年度末までの用地取得率： 100% (面積ベース) <p>用地買収は完了し、工事も全線にわたって進んでいることから、事業進捗よくにおける問題はない。</p> | | | | | |
| 事業の必要性 | 事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等の変化 | ○ 福知山市子どもの移動経路/通学路交通安全プログラムの対策必要箇所に位置付けられていることから、早期の歩道整備が求められているが、安全確保が不十分な状況であるため、本事業の必要性は変わっていない。 | | | | |
| 事業の有効性 | 事業の投資効果及びその要因の変化 | ○ 現道の拡幅、歩道の整備を実施することにより、通学路の安全を確保できるため、本事業の有効性は変わっていない。 | | | | |
| コスト削減等 | コスト削減代替案立案等の可能性 | ○ 盛土材は、他工事の建設発生土を流用し、コスト削減を図る。 | | | | |
| 環境 | 良好な環境形成・保全 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事の実施に当たっては、低騒音・低振動の施工機械を採用する。 ○ 盛土材は、他工事の建設発生土を流用し、コスト削減を図る。 | | | | |
| 総合評価 | | 前回評価以降も、本事業の必要性は高いままであり、有効性も確保できることから、引き続き、事業を継続する必要がある。 | | | | |



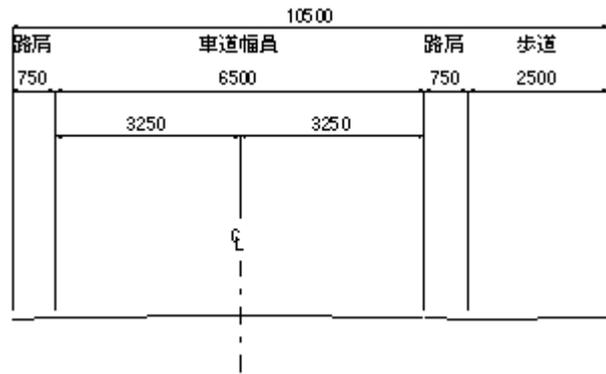
【広域位置図】



【位置図】



【現況横断面図】



【計画横断面図】



【現況写真】

『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

| | | 作成年月日 | 令和7年3月31日 | | | | | |
|-----------|--|-------------|--|---|------|--|--|---|
| | | 作成部署 | 建設交通部 道路建設課 | | | | | |
| 事業名 | 一般国道 429号 通学路緊急対策事業 | | 地区名 | 福知山市新庄地内 | | | | |
| 概算事業費 | 約9.8億円 | | 事業期間 | 平成27年度～ | | | | |
| 事業概要 | 本事業箇所は、小学校の通学路に指定されているが、線形が不良で歩道がないことから、歩道設置を行い、安全な歩行空間を確保するものである。 | | | | | | | |
| 目指すべき環境像 | 現道の拡幅及び歩道の整備により、安全で円滑な交通を確保し、環境の改善を図る。また、周辺環境に配慮した施工を行う。 | | | | | | | |
| 関連する公共事業 | 国道9号福知山道路事業（国土交通省） | | | | | | | |
| 評価項目 | | 施工地の環境特性と目標 | | 環境配慮・環境創造のための措置内容 | 環境評価 | | | |
| 主要な評価の視点 | | 選定要否 | | | | | | |
| 地球環境・自然環境 | 地球温暖化(CO ₂ 排出量等) | ○ | 変則交差点であり、渋滞及び車両の速度低下が発生している。 | 交差点改良により、円滑な通行環境を確保し、CO ₂ 排出量の削減を図る。 | 4 | | | |
| | 地形・地質 | | | | | | | |
| | 物質循環(土砂移動) | | | | | | | |
| | 野生生物・絶滅危惧種 | | | | | | | |
| | 生態系 | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | |
| 生活環境 | ユニバーサルデザイン | ○ | 現道は、通学路になっているが、歩道が未整備であり、幅員が狭いことから安全な歩行空間を確保する必要がある。 | バリアフリー構造の歩道を設置し、誰もが安心・安全に通行できる歩行空間を整備する。 | 5 | | | |
| | 水環境・水循環 | | | | | | | |
| | 大気環境 | | | | | | | |
| | 土壌・地盤環境 | | | | | | | |
| | 騒音・振動 | ○ | | | | 道路工事における騒音、振動への配慮が必要 | 工事の実施に当たって低騒音・低振動の施工機械を採用する。 | 3 |
| | 廃棄物・リサイクル | ○ | | | | | | |
| | 化学物質・粉じん等 | | | | | 事業の実施により必要となる建設発生土の抑制と資源の再利用に努める必要がある。 | 建設発生土は、他工事で発生する建設発生土を有効利用し、コンクリート殻等を再資源化施設へ搬出し、再生資源の利用を図る。 | 3 |
| | 電磁波・電波・日照 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | |
| 地域個性・文化環境 | 景観 | ○ | 周辺は、自然豊かな景観を有しており、その保全が必要である。 | 景観に配慮した材料を使用するなど、周辺環境との調和に努める。 | 3 | | | |
| | 里山の保全 | | | | | | | |
| | 地域の文化資産 | | | | | | | |
| | 伝統的行祭事 | | | | | | | |
| | 地域住民との協働 | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | |
| 外部評価 | | | | | | | | |

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

（改善：5、やや改善：4、現状維持：3、やや悪化：2、悪化：1）

| 評価項目 | | 「施工地の環境特性と目標」の記載要点 |
|-----------|---|---|
| 主要な評価の視点 | | |
| 地球環境・自然環境 | 地球温暖化 (CO ₂ 排出量等) | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。 |
| | 地形・地質 | ・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。 |
| | 物質循環 (土砂移動等) | ・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。 |
| | 野生生物 ・絶滅危惧種 | ・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 |
| | 生態系 | ・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。 |
| | その他 | ・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標） |
| 生活環境 | ユニバーサルデザイン | ・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。 |
| | 水環境・水循環 | ・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。 |
| | 大気環境 | ・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。 |
| | 土壌・地盤環境 | ・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。 |
| | 騒音・振動 | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。 |
| | 廃棄物・リサイクル | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。 |
| | 化学物質・粉じん | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。 |
| | 電磁波・電波環境・日照 | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。 |
| その他 | ・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標） | |
| 地域個性・文化環境 | 景観 | ・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 |
| | 地域の文化資産 | ・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 |
| | 里山の保全 | ・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 |
| | 伝統的行祭事 | ・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。 |
| | 地域住民との協働 | ・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 |
| | その他 | ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。 |